

新しい保育サービス制度の構築についての考え方に関するメモ

慶應義塾大学教授 駒村康平

1. 準市場メカニズムの仕組みと課題

1) 準市場メカニズムとは

- ・ 公的主体による公共サービスの供給の非効率性（欧州で拡大）
- ・ Le Grand の knight-knave, Queen-Pawn 論

2) 準市場メカニズムとしての社会福祉基礎構造改革

3) 準市場メカニズムが直面している課題

- ・ 準市場の課題：①準市場メカニズムの不徹底性、②インセンティブ設計の困難さ、③質や成果評価の不在
- ・ 準市場メカニズムは、市場化へ続く道ではなく、それ自体が、公的システムとして確立。官製市場改革の対象ではない。

2. 準市場メカニズムと新しい保育サービスのシステム

1) 次世代育成政策の目標：①両立支援、②子ども達への良好な養育環境を普遍的に保障

2) 財源政策：目標、効果とリンクする財源。公費、目的税、拠出金、保険料

- #### 3) 良好な養育環境の整備の効果：①両立可能（出生率の上昇、離職減少・労働人口の確保）、②子どもの可能性拡大（教育。人的公共投資としての保育）、③社会政策上の意義（所得再分配）

4) 新待機児童ゼロ作戦とサービス供給確保

- ・ 保育に欠ける＝福祉、措置、税財源
- ・ 普遍的に良好な育成環境の保障＝利用者選択、企業、労働者、税財源
- ・ 利用者選択→十分なサービス量の確保。多様な提供主体、税財源、措置政策

3. 保育所サービスの特性

1) 保育所に求められる保育サービス内容とは

保育所の役割、保育所サービスの目的：幼児専門職（養育）、教育職（教育）、ソーシャルワーカーモデル（親支援）

親支援：相互関与性・相互編集性

2) 質の評価が困難な保育サービス

3) 「隠された行動」の防止

4. 新しいサービス保育システムの向けての検討課題

(1) 保育サービス利用の範囲：保育所サービスの目的、内容が変わり、その財源構成も変化するので、「保育に欠ける」要件を大幅に見直し、なるべく普遍的に両立支援や子どもの発達上の必要性の点から利用必要性を評価する基準を導入。

(2) 供給主体：多様な主体

(3) 補助・利用者負担のあり方

- ・ 保育サービスの外部性を評価

- ・応益負担と応能負担

応能負担の場合、所得の単位をどのように考えるか。個人単位で考えるのか、世帯単位で考えるのが課題になる。世帯単位で考えると、妻の就労所得に対する保育料の限界負担が大きくなり、就労意欲を減退させる。保育料負担による所得再分配は避けて、基本的には応益負担とし、低所得世帯については、児童手当の増額か、あるいは公費による保育料負担の減免措置を充実

- ・価格引き下げ競争の防止

- ・付加・上乘サービスの是非

(4) 情報提供・第三者評価について

- ・満足度調査に重きをおくと誤ったインセンティブ

- ・質・アウトカムの評価が困難な場合、インプット評価で質を間接的に測定。評価項目に、インプット（保育プロセス、保育条件）加える。

(5) 保育サービス報酬の設定

- ・クリーム・スキミング、チェリー・ピッキングの防止

- ・プロセス、保育士配置を通じて質の確保を行うように、インセンティブを持たせる報酬体系

(6) 直接契約に対する公的介入の余地

- ・消費者である子どもと選択者・購入者である親が分離し

- ・親の都合による、過度な長時間保育など誤った消費者主権が発生しないように、施設と利用者の契約に公的な介入の余地

現行方式と新しいシステムの比較

	現行制度	準市場メカニズムに基づく新しいシステム(契約、利用者補助方式)
財源	公費	公費・消費税・拠出金
目的	児童福祉	両立支援・良好な育成環境を普遍的に保障する
利用者の範囲	保育に欠ける	幅広く児童に養護・教育・親支援を保障
供給主体	公立・社会福祉法人中心	多様な事業者の参入を促進する
利用者負担	応益負担(低所得者世帯に対する負担減額)	応益負担(低所得者世帯に対する負担減額)
保育価格	固定	固定・上乘サービスあり
第三者評価	あり	あり
施設最低基準	あり	あり
報酬体系	運営費・施設費補助	利用者数と保育士配置に応じた加算した保育サービス報酬
公的介入	措置	あり(過剰な消費者主権や親の誤った選択への対応)

5.その他

1) 幼稚園の役割、整合性

2) 保育士の賃金体系に関する研究